

予防避難エリアにおける状況に応じた対応

- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリアでの防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備。

【状況の確認】

- ①警戒事態: 愛媛県及び伊方町^{いかたちょう}が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態: 防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が利用できない場合	陸路避難 海路避難 空路避難 ^(※2)	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	海路避難 空路避難 ^(※2)	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合	陸路避難 海路避難 空路避難 ^(※2)	ケース2
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が利用できず、空路による避難もできない場合	屋内退避	ケース4
放射性物質放出のリスクが高まった場合			

※1 放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。

※2 ヘリコプターによる避難が可能な場合に併用

6-1. ケース1（陸路避難）における対応

＜ケース1における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用可能な場合

【避難方法】

- ・自家用車・バス等による陸路避難を実施。

(ケース1) 陸路避難を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経路所(松前公園)に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難を実施。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難を実施。
- なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンエアドームを配備。

陸路避難(ケース1)

松前町へ避難

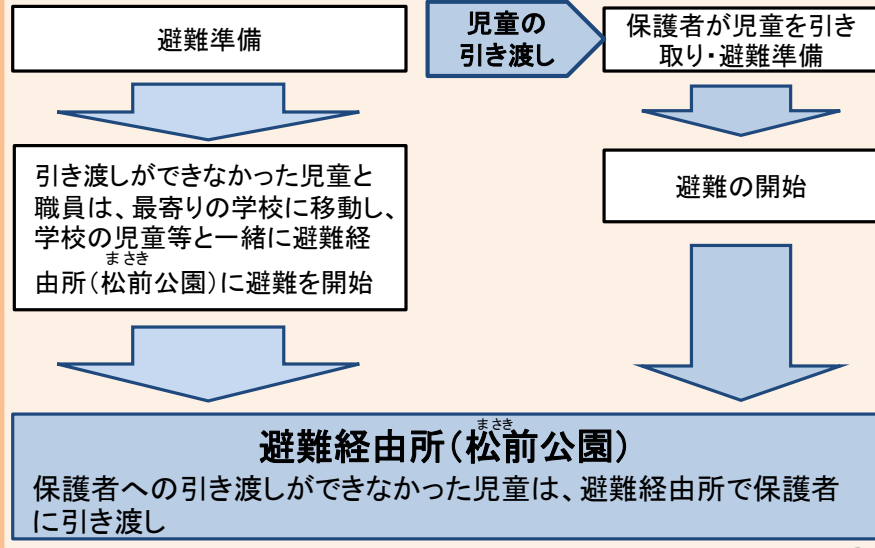
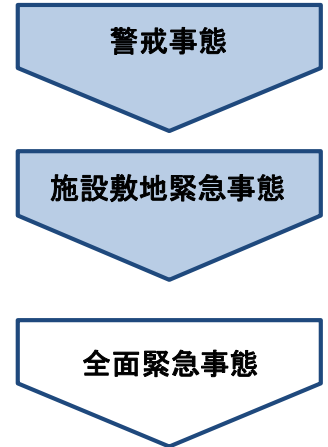
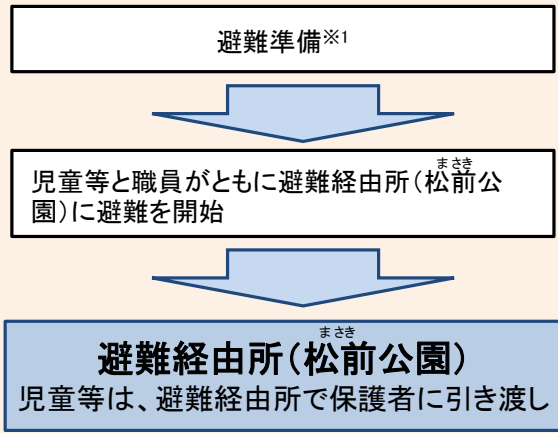


(ケ-21) 予防避難エリアの学校・保育所の避難

- ▶ 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約280人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経路所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- ▶ 予防避難エリアの3つの保育所の児童(約60人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経路所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- ▶ 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつくえ)小学校	32人	9人	41人
大久(おおく)小学校	27人	8人	35人
三崎(みさき)小学校	51人	15人	66人
瀬戸(せと)中学校	31人	11人	42人
三崎(みさき)中学校	30人	13人	43人
三崎(みさき)高等学校	111人	28人	139人
合計(6施設)	282人	84人	366人

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつくえ)保育所	12人	5人	17人
大久(おおく)保育所	14人	7人	21人
三崎(みさき)保育所	34人	9人	43人
合計(3施設)	60人	21人	81人



※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施
 ※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在

(ケ-1) 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設の避難

- 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設(4施設約170人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の施設において、避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

避難元施設

<放射線防護施設>

番号	施設名	施設種別	入院定員数
1	瀬戸診療所	有床診療所	19人

計19人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
2	瀬戸あいじゅ	介護老人福祉施設	45人
		認知症対応型共同生活介護	18人
		軽費老人ホーム	20人
		短期入所生活介護	10人
3	三崎つわぶき荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人
		認知症対応型共同生活介護	18人

計140人

番号	施設名	施設種別	入所定員数
4	よろこび大久	認知症対応型共同生活介護	9人

計9人

<予防避難エリア 4施設>



避難先施設

番号	施設種別	市町名	受入見込数
1	医療機関101施設で合計2,904人の受入が可能		

番号	施設種別	施設種別	受入見込数
2	介護老人福祉施設等	松山市(4施設)	93人
		伊予市(1施設)	
		松前町(1施設)	
3	介護老人福祉施設	東温市(2施設)	48人

計141人

番号	施設種別	市町名	受入見込数
4	有料老人ホーム	松山市(1施設)	9人

計9人

※1 輸送等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避

※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整し、避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

※4 健康リスクが高まらない者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

- ▶ 在宅の避難行動要支援者の132人うち、81人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。

支援者が同行等をすることで避難可能な者

